

四日市市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第 4 2 号

四日市市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則（令和 3 年四日市市規則第 6 1 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(学校給食費の額)</p> <p>第 4 条 条例第 4 条第 2 項に規定する規則で定める学校給食費の額（以下「学校給食費負担額」という。）は、1 日当たり次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 小学校の第 1 学年から第 3 学年までの児童 <u>3 1 5 円</u></p> <p>(2) 小学校の第 4 学年から第 6 学年までの児童及び小学校において学校給食の提供を受ける教職員等 <u>3 3 0 円</u></p> <p>(3) 中学校の第 1 学年から第 3 学年までの生徒及び中学校において学校給食の提供を受ける教職員等 <u>3 6 9 円</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(減免)</p>	<p>(学校給食費の額)</p> <p>第 4 条 条例第 4 条第 2 項に規定する規則で定める学校給食費の額（以下「学校給食費負担額」という。）は、1 日当たり次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 小学校の第 1 学年から第 3 学年までの児童 <u>2 5 6 円</u></p> <p>(2) 小学校の第 4 学年から第 6 学年までの児童及び小学校において学校給食の提供を受ける教職員等 <u>2 6 8 円</u></p> <p>(3) 中学校の第 1 学年から第 3 学年までの生徒及び中学校において学校給食の提供を受ける教職員等 <u>3 0 0 円</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(減免)</p>

第10条 条例第7条の規定により学校給食費を免除することができる場合は、次に掲げるとおりとする。

(1) 学校給食費負担者が震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けた場合

(2) (略)

2から4まで (略)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、公布の日から施行する。

(学校給食費の特例)

2 当分の間、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒の保護者を除き、本市が設置する小学校の児童の保護者については、学校給食費の全額を、本市が設置する中学校の生徒の保護者については、学校給食費のうち1日あたり300円を超えた額を免除する。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第13条に規定する教育扶助を受けている保護者

(2) 前号に掲げる保護者のほか、この規則の規定による学校給食費以外の学校給食費その他これに類する給付等を受けている保護者

3 前項の規定の適用をうける生徒の保護者に対する別表の規定の適用につい

第10条 条例第7条の規定により学校給食費を免除することができる場合は、次に掲げるとおりとする。

(1) 学校給食費負担者が震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により生命及び身体、住宅又は家財について甚大な被害を受けた場合

(2) (略)

2から4まで (略)

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、公布の日から施行する。

ては、別表中「6,000円」とあるのは「4,900円」と読み替えるものとする。

改正後

別表（第6条関係）

期別	期納付額			納期限
	小学校の第1学年から第3学年までの児童	小学校の第4学年から第6学年までの児童及び小学校において学校給食の提供を受ける教職員等	中学校の第1学年から第3学年までの生徒及び中学校において学校給食の提供を受ける教職員等	
第1期	<u>5,400円</u>	<u>5,700円</u>	<u>6,000円</u>	(略)
第2期	<u>5,400円</u>	<u>5,700円</u>	<u>6,000円</u>	
第3期	<u>5,400円</u>	<u>5,700円</u>	<u>6,000円</u>	
第4期	<u>5,400円</u>	<u>5,700円</u>	<u>6,000円</u>	
第5期	<u>5,400円</u>	<u>5,700円</u>	<u>6,000円</u>	
第6期	<u>5,400円</u>	<u>5,700円</u>	<u>6,000円</u>	
第7期	<u>5,400円</u>	<u>5,700円</u>	<u>6,000円</u>	
第8期	<u>5,400円</u>	<u>5,700円</u>	<u>6,000円</u>	
第9期	<u>5,400円</u>	<u>5,700円</u>	<u>6,000円</u>	
第10期	<u>5,400円</u>	<u>5,700円</u>	<u>6,000円</u>	
第11期	(略)			

改正前

別表（第6条関係）

期別	期納付額	納期限
----	------	-----

	小学校の第1 学年から第3 学年までの児 童	小学校の第4 学年から第6 学年までの児 童及び小学校 において学校 給食の提供を 受ける教職員 等	中学校の第1 学年から第3 学年までの生 徒及び中学校 において学校 給食の提供を 受ける教職員 等	
第1期	<u>4,400円</u>	<u>4,600円</u>	<u>4,900円</u>	(略)
第2期	<u>4,400円</u>	<u>4,600円</u>	<u>4,900円</u>	
第3期	<u>4,400円</u>	<u>4,600円</u>	<u>4,900円</u>	
第4期	<u>4,400円</u>	<u>4,600円</u>	<u>4,900円</u>	
第5期	<u>4,400円</u>	<u>4,600円</u>	<u>4,900円</u>	
第6期	<u>4,400円</u>	<u>4,600円</u>	<u>4,900円</u>	
第7期	<u>4,400円</u>	<u>4,600円</u>	<u>4,900円</u>	
第8期	<u>4,400円</u>	<u>4,600円</u>	<u>4,900円</u>	
第9期	<u>4,400円</u>	<u>4,600円</u>	<u>4,900円</u>	
第10期	<u>4,400円</u>	<u>4,600円</u>	<u>4,900円</u>	
第11期	(略)			

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局学校教育課)